

作成日 2023/07/31  
改訂日

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

製品名	ライン引きスプレー
製品仕様	色:黄
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
推奨用途	家庭用塗料
整理番号	M231019

### 2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 発がん性 区分1B 生殖毒性 区分1A 生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(全身毒性 視覚器) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性 麻酔作用) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液系 呼吸器 視覚器)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

### GHSラベル要素

#### 絵表示



#### 注意喚起語 危険有害性情報

危険  
H222 極めて可燃性の高いエアゾール  
H229 高压容器:熱すると破裂のおそれ  
H315 皮膚刺激  
H319 強い眼刺激  
H332 吸入すると有害  
H335 呼吸器への刺激のおそれ  
H336 眠気又はめまいのおそれ  
H350 発がんのおそれ  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ  
H370 中枢神経系の障害  
H371 視覚器、全身毒性の障害のおそれ

	H372 長期にわたる、又は反復ばく露による腎臓、中枢神経系の障害
	H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系、呼吸器、視覚器の障害のおそれ
	H402 水生生物に有害
注意書き	
安全対策	<p>使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)</p> <p>全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)</p> <p>熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)</p> <p>裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)</p> <p>使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)</p> <p>妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。(P263)</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)</p> <p>取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)</p> <p>この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)</p> <p>屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)</p> <p>環境への放出を避けること。(P273)</p> <p>保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)</p>
応急措置	<p>皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)</p> <p>吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)</p> <p>眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)</p> <p>ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)</p> <p>気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)</p> <p>皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)</p> <p>眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)</p> <p>汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)</p>
保管	<p>換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)</p> <p>施錠して保管すること。(P405)</p> <p>日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)</p>
廃棄	<p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)</p>

### 3. 組成及び成分情報

#### 化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	混合物		CAS番号
			官報公示整理番号 化審法	安衛法	
トルエン	10.0～20.0%	C7H8	(3)-2,(3)-60	既存	108-88-3

イソプロピルアルコール	5.0%未満	CH <sub>3</sub> CH(OH)CH <sub>3</sub>	(2)-207	既存	67-63-0
メタノール	5.0%未満	CH <sub>3</sub> OH	(2)-201	既存	67-56-1
酢酸エチル	5.0%未満	CH <sub>3</sub> COOC <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	(2)-726	既存	141-78-6
酢酸ビニルエステル	5.0%未満	CH <sub>2</sub> =CHO COCH <sub>3</sub>	(2)-728	既存	108-05-4
その他	30.0~40.0%	不明	不明	不明	不明
酸化チタン(IV)	5.0%未満	TiO <sub>2</sub>	(1)- 558,(5)-	既存	13463-67-7
ジメチルエーテル	40.0~50.0%	CH <sub>3</sub> OCH <sub>3</sub>	(2)-360	既存	115-10-6

## 4. 応急措置

## 吸入した場合

蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時には、医師に連絡すること。

蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。

呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。

嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。

## 皮膚に付着した場合

付着物を布にて素早く拭き取る。

大量の水および石鹼または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。

溶剤、シンナーは使用しないこと。

外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。汚染された衣類をとりぞくこと。

## 眼に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

まぶたの裏まで完全に洗うこと。直ちに医師の診断を受けること。

## 飲み込んだ場合

誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。嘔吐物は飲み込ませないこと。医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

## 5. 火災時の措置

## 適切な消火剤

炭酸ガス  
泡  
粉末

## 使ってはならない消火剤

水(棒状水、高圧水)  
棒状強化液

## 特有の消火方法

可燃性のものを周囲から素早く取り除く。  
高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。  
指定の消火剤使用する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。  
消火活動は風上より行う。  
容器が高温で破裂する恐れがあるので消火活動には十分距離をとること。

6. 漏出時の措置  
人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急時措置

作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。  
周囲を立入禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。

屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。  
屋内では換気をしっかり行う。  
付近の着火源・高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。  
着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。漏れ発生時には、風上より処置を行うようにし、容器の漏出部は上向きにし、完全に噴射してから処置をする振とうすると内容物が噴出する恐れがあるので、注意して取り扱うこと。

環境に対する注意事項

河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法  
及び機材

漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置すること。衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。  
乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意  
取扱い

換気の良い場所で取り扱う。  
容器はその都度密栓する。  
周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。  
作業中は帯電防止型の作業服、靴を使用する。  
工具は火花防止型のものを使用する。  
静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。  
使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に漬けておく。  
40°C以上の所では取り扱わないこと。  
40°C以上に暖めないこと。  
30秒以上の連続使用をしないこと。

技術的対策

密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を設け、適切な保護具を着けて作業すること。

安全取扱注意事項

皮膚、粘膜、または着衣に触れたり目に入らぬよう適切な保護具を着用する。  
取扱後は手・顔等を良く洗い、休憩所等に手袋などの汚染した保護具を持たないこと。

## 保管

日光の直射を避ける。  
 通風のよいところに保管する。  
 盗難防止のために施錠保管する。  
 子供の手の届かないところに保管する。  
 火気、熱源から遠ざけて保管する。  
 40℃以上の所で保管しないこと。水回りや湿度の高い所に保管すると容器が腐食して破裂のおそれがあるので保管場所に注意すること。

安全な容器  
 包装材料

現在、知見なし

## 8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】 400ppm(980mg/m <sup>3</sup> )	TWA 200 ppm, STEL 400 ppm
酢酸エチル	200ppm	200ppm(720mg/m <sup>3</sup> )	TWA 400 ppm, STEL -
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m <sup>3</sup> )(皮)	TWA 20 ppm, STEL -
メタノール	200ppm	200ppm(260mg/m <sup>3</sup> )(皮)	TWA 200 ppm, STEL 250 ppm (Skin)
酢酸ビニルエステル	未設定	未設定	TWA 10 ppm, STEL 15 ppm
ジメチルエーテル	未設定	未設定	未設定
酸化チタン(IV)	未設定	0.3mg/m <sup>3</sup> ;【暫定値】総 粉塵2mg/m <sup>3</sup> 吸入性粉 塵1.5mg/m <sup>3</sup>	TWA 0.2 mg/m <sup>3</sup> (R), STEL - ;TWA 2.5 mg/m <sup>3</sup> (R), STEL -

## 設備対策

取扱い設備は防爆型を使用する。  
 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備すること。  
 取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。  
 屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備にすること。  
 タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。

## 保護具

## 呼吸用保護具

有機ガス用防毒マスクを着用する。  
 密閉された場所では送気マスクを着用する。

## 手の保護具

有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。

## 眼、顔面の保護具

取扱いには保護メガネを着用すること。

## 皮膚及び身体の保護具

取り扱う場合には、皮膚を直接暴露させないような衣類を着けること。  
 また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	エアゾール
形状	粘濁液体
色	黄色
臭い	溶剤臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点 範囲	65℃
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限 界／可燃限界	データなし
	データなし
引火点	-1.7℃(セタ密閉式)
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配 係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	1.24
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱いにおいては安定と考えられる。
危険有害反応可能性 避けるべき条件	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	情報なし
その他のデータ	火災時の燃焼により、一酸化炭素、低分子モノマーなどの有害ガスが発生する。 常用温度で容器内圧は4.5kg/cm <sup>2</sup> であり、容器耐圧から考えて80℃以上になると破裂する恐れがある。

## 11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が3867.8516mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が134752.756654mg/kgのため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が6509.3235221ppmのため区分4とした。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が12.5mg/l超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

皮膚腐食性／皮膚刺激性  
眼に対する重篤な損傷性  
／眼刺激性  
呼吸器感作性  
皮膚感作性

生殖細胞変異原性

発がん性  
生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回  
ばく露)

特定標的臓器毒性(反復  
ばく露)

誤えん有害性

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

水生環境有害性 長期(慢性)

区分2の成分合計が10.526%のため、区分2とした。  
眼区分2の成分合計が10.506%のため、区分2Aとした。

データ不足のため分類できない。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

区分1Bの成分が0.526%のため、区分1Bとした。

(生殖毒性)

区分1Aの成分が10%のため、区分1Aとした。

(生殖毒性・授乳影響)

授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分の成分が10%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分とした。

区分1(全身毒性)の成分が4.99%のため、区分2(全身毒性)とした。

区分1(中枢神経系)の成分が4.99%のため、区分2(中枢神経系)とした。

区分1(中枢神経系)の成分が10%のため、区分1(中枢神経系)とした。

区分1(視覚器)の成分が4.99%のため、区分2(視覚器)とした。

区分1(全身毒性)の成分が4.99%のため、区分2(全身毒性)とした。

区分1(中枢神経系)の成分が4.99%のため、区分2(中枢神経系)とした。

区分3(気道刺激性)の成分合計が20.506%のため、区分3(気道刺激性)とした。

区分3(麻酔作用)の成分合計が60.506%のため、区分3(麻酔作用)とした。

区分1(血液系)の成分が4.99%のため、区分2(血液系)とした。

区分1(腎臓)の成分が10%のため、区分1(腎臓)とした。

区分1(中枢神経系)の成分が10%のため、区分1(中枢神経系)とした。

区分1(視覚器)の成分が4.99%のため、区分2(視覚器)とした。

区分1(中枢神経系)の成分が4.99%のため、区分2(中枢神経系)とした。

区分1(呼吸器)の成分が4.99%のため、区分2(呼吸器)とした。

※区分2(肝臓)は4.99%含まれる。

※区分2(呼吸器)は4.99%含まれる。

※区分2(脾臓)は4.99%含まれる。

動粘性率が不明のため、分類できないとした。

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が105.26%のため、区分3とした。

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が10.526%のため、区分に該当しないとした。

生態毒性  
 残留性・分解性  
 生体蓄積性  
 土壤中の移動性  
 オゾン層への有害性

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

データなし  
 データなし  
 データなし  
 データなし  
 データ不足のため分類できない。

### 13. 廃棄上の注意 残余廃棄物

廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理する。容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと  
 特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。  
 廃棄は、ガスが完全に抜いたのちに行うこと。(噴射音がしなくなるまで)また、ガスを抜く際には、火気およびミストの吸入などについて注意すること。  
 塗料及びガスが出なくなるまで使いきった後でも、そのまま火中に入れると破裂する恐れがあります。

汚染容器及び包装

許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。  
 空容器は内容物を完全に除去してから処分する。  
 スプレー缶を廃棄する場合は、自治体により廃棄方法が異なるので該当する自治体の規定に従うこと。

### 14. 輸送上の注意

取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。  
 容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

国際規制	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	1950
	Proper Shipping Class	AEROSOLS 2.1
	Marine Pollutant	Not applicable
	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	1950
	Proper Shipping Class	AEROSOLS 2.1
国内規制	陸上規制	消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は法令の輸送について定めるところに従うこと。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1950
	品名	エアゾール

クラス	2.1
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1950
品名	エアゾール
国連分類	2.1
特別の安全対策	取扱い及び保管上の注意の記載事項に従うこと。 容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。 容器を40℃以下に保ち、転倒、落下、損傷がないように注意すること。

緊急時応急措置指針番号

126

15. 適用法令  
労働安全衛生法

変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達)  
第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)  
作業環境評価基準(法第65条の2第1項)  
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)  
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)  
危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)  
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

トルエン(政令番号:407)(1%-10%)  
プロピルアルコール(政令番号:494)(5%未満)  
メタノール(政令番号:560)(5%未満)  
酢酸エチル(政令番号:177)(5%未満)  
酢酸ビニル(政令番号:180)(5%未満)  
酸化チタン(IV)(政令番号:191)(5%未満)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)  
がん原性物質(安衛則第577条の2第3項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)

## 酢酸ビニル

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)  
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)

トルエン(政令番号:407)(1%-10%)  
プロピルアルコール(政令番号:494)(5%未満)  
メタノール(政令番号:560)(5%未満)  
酢酸エチル(政令番号:177)(5%未満)  
酢酸ビニル(政令番号:180)(5%未満)  
酸化チタン(IV)(政令番号:191)(5%未満)

労働安全衛生法(令和6年4月1日以降)

<p>労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令第318号)第18条及び第18条の2に基づくラベル表示・SDS等交付の義務対象物質に新たに追加する物質 (令和8年4月1日施行予定)</p>	<p>名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)</p>
<p>毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)</p>	<p>名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)</p> <p>非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)</p>
<p>化審法 消防法 水質汚濁防止法 悪臭防止法 大気汚染防止法</p>	<p>トルエン(管理番号:300)(10%) 優先評価化学物質(法第2条第5項) 第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 特定悪臭物質(施行令第1条) 特定物質(法第17条第1項、施行令第10条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)</p>
<p>海洋汚染防止法</p>	<p>危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第1号)</p>
<p>外国為替及び外国貿易法 船舶安全法 航空法</p>	<p>輸出貿易管理令別表第1の16の項 高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1) 高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)</p>
<p>港則法</p>	<p>その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)</p>
<p>道路法</p>	<p>車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)</p>
<p>特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法) 労働基準法</p>	<p>特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)</p>
<p>じん肺法</p>	<p>法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業</p>
<p>16. その他の情報 参考文献</p>	<p>製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。</p>

その他

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。